

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞を含む文字文化は、米や水などとともに、日本の国を形作ってきた基礎的財であり、極めて特殊な機能を持つ公共財であると考えられる。

さらに、新聞はその個別配達網によって、内外の広範かつ多彩な情報を全国くまなく日々ほぼ同じ時刻に届けることで、国民の知る権利と議会制民主主義を支えるとともに、文字文化の中軸の役割を果たしている。

国土も狭く資源が少ない我が国が世界有数の先進国となったのは、国民の伝統的な勤勉性とともに、新聞の普及と識字率の高さが学力・技術力を支える役割を果たしてきたことは広く認めるところである。

こうした新聞の果たす役割を踏まえ、ヨーロッパ諸国の多くが新聞への軽減税率措置をとっており、「新聞の軽減税率は常識」とされている。

現在、深刻な活字離れが進む中、書籍とともに新聞も購読率が低下傾向にあり、新聞をまったく知らないで育つ子どもが増えるなど、次の世代の活字認識へ大きな影響を及ぼすものと深く憂慮されている。加えて今回の消費税率の引き上げによって、新聞離れがさらに加速する恐れがあると危惧する。

よって、国においては、消費税の税率改定にあたり、新聞への軽減税率を適用されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年11月27日

埼玉県狭山市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣